平成２８年（フ）第２６４号
岐阜県瑞穂市牛牧330－１　アニマルワンＥ103、住民票上の住所岐阜県羽島郡笠松町友楽町49番地の１
債務者　上原　智恵（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２７６号
岐阜市中鶉４丁目135番地
債務者　アサノ　レオニラ　カストロ（ＡＳＡＮＯ　ＬＥＯＮＩＬＡ　ＣＡＳＴＲＯ）
１　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２９４号
兵庫県姫路市広畑区才４番地12　北郷マンション101
債務者　位田　芳江
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３１２号
兵庫県姫路市辻井６丁目７番１号　日東ハイツ辻井202号
債務者　寿宝堂こと　日下部市郎
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３２４号
兵庫県加古川市別府町西脇110番地の14
債務者　長谷川健一
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３２５号
兵庫県加古川市別府町西脇110番地の14
債務者　長谷川秀子
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３５１号
兵庫県姫路市御国野町御着1005番地１レオパレス21ラ・セーヌ108号室、従前の住所兵庫県姫路市四郷町山脇616番地３アーバンビレッジ203
債務者　岡本美由紀
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２１３号
奈良県天理市柳本町551番地
債務者　荒木雄一郎
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２３４号
奈良県天理市杣之内町773番地７
債務者　中畑　康平
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２４９号
奈良県生駒市俵口町1377番地７　生駒ビル212
債務者　酒井　礼子
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３０号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地１（Ｃ425号室）　ネオシティ大和高田
債務者　山川　真弓
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
奈良県橿原市今井町２丁目９番25号
債務者　吉田　保二
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番１－206号
債務者　山内　章子
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５１４号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台３番地12
債務者　山本　崇志
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４１号
広島市安佐南区川内５丁目24番20－203号
債務者　和光堂広島こと　加藤　智之
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６号
愛媛県新居浜市中萩町14番416号、住民票上の住所愛媛県新居浜市港町15番28号
債務者　十亀　　侑
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第７５号
福岡県飯塚市小正512番地２　鳥屋荘１号
債務者　戸谷　朋子
１　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部